

昭和二十六年大蔵省令第二十号

小切手振出等事務取扱規程

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一百四十四条及び公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）第十五条の規定に基き、小切手振出等事務取扱規程を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 法令の規定により、国に属する現金の支払若しくは払出しのため又は国の保管する現金の払戻しのため小切手の振出しに関する事務を行ふ者（以下「センター支出官等」という。）及びセンター支出官（予算決算及び会計令第一條第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）支出身代理（センター支出官の事務を代理する職員に限る。）（以下同じ。）

國税資金支払命令官（國税資金支払命令官代理を含む。以下同じ。）又は資金会計官（分任資金会計官を含む。以下同じ。）若しくは資金出納命令官（その者の事務を代理する職員を含む。以下同じ。）からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた者（予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十二号）第二条第一項第十一号、國税収納金整理資金に關する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、第十七条第四号又は特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第八条に規定する職員に該当する者をいう。以下「補助者」という。）は、他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより、その事務を行わなければならない。

（印鑑の保管及び押印の事務）

第二条 センター支出官等は、その印鑑の保管及び小切手の押印を自らしなければならない。ただし、センター支出官、國税資金支払命令官、資金会計官又は資金出納命令官にあつては、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めたときは、当該センター支出官、國税資金支払命令官、資金会計官又は資金出納命令官の指定する補助者に行わせることができる。

（小切手帳の保管及び小切手の作成の事務）

第三条 センター支出官は、小切手の作成（押印を除く。以下この条において同じ。）を、國税

資金支払命令官、資金会計官又は資金出納命令官は、小切手帳の保管及び小切手の作成をその指定する補助者（前条第二項の規定により指定する者を除く。）に行わせるものとする。（印鑑及び小切手帳の保管）

第四条 センター支出官等の印鑑及び小切手帳は、不正に使用されることがないよう、それぞれの容器に厳重に保管しなければならない。

（使用小切手帳の数）

第五条 センター支出官等の使用する小切手帳は、常時一冊とする。ただし、出納整理期間を有する会計のセンター支出官にあつては、出納整理期間中は、当該年度及び翌年度分の小切手帳をそれぞれ使用することができる。（小切手の振出し）

第六条 小切手は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三十条に規定する書類又はこれに準ずる支払の決議書、払出しの決議書若しくは払戻しの決議書に基づいて振り出さなければならない。

（小切手の記載）

第七条 小切手の記載及びなづ印は、正確明りようにしてなければならない。小切手の券面金額は、所定の金額記載欄に、印影を刻み込むことができる印字機を用い、アラビア数字により表示しなければならない。（小切手の番号）

（小切手の記載）

第八条 センター支出官等は、新たに小切手帳を使用するときは、一年度間（出納整理期間を有する会計については、出納整理期間を含む。）又は一年度を超える一定の期間を通ずる連続番号を付さなければならぬ。

（振出年月日の記載及びなづ印の時期）

第九条 小切手の振出年月日の記載及びなづ印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。（小切手の交付及び交付後の検査）

第十条 小切手の交付は、センター支出官等が自らしなければならない。ただし、センター支出官、國税資金支払命令官、資金会計官又は資金出納命令官にあつては、その指定する補助者に行わせることができる。

（小切手の交付及び交付後の検査）

第十二条 センター支出官等は、小切手の振出しに際しては、小切手に斜線を朱書した上「廃き」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならぬ。（書損小切手）

（小切手用紙の検査）

第十三条 センター支出官等は、小切手の振出しに際しては、小切手帳の用紙枚数、小切手の振出枚数、小切手の廃棄枚数及び残存用紙の枚数その他の必要な事項を記載し、記載内容とこれに該当する事実とに相違がないかどうかを検査しなければならない。（不用小切手用紙及び原符の整理）

（小切手用紙の検査）

第十四条 センター支出官等は、使用小切手帳が不用となつたときは、当該小切手帳の未使用用紙は、速やかにその取引店に返戻して領収証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手の原符とともに保存しておかなければならぬ。（振出済小切手の原符及び前項の領収証書は、各省各庁の長（センター支出官の振出済小切手の原符及び同項の領収証書にあつては、財務大臣）の定めるところにより、証拠書類として保管して置かなければならない）

（国庫金振替書及び支払指図書に対する準用）

第十五条 この省令の規定は、センター支出官等が国庫金振替書及び支払指図書（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十五条に規定する国庫金振替書及び支払指図書をいう。）の発行に関する事務を行う場合について準用する。ただし、センター支出官が行う国庫金振替書及び

3 小切手は、受取人に交付するときでなければならない。小切手帳から切り離してはならない。

4 センター支出官等は、毎日、その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収証書とを照合し、それらの金額及び受取人について相違がないかどうかを検査しなければならない。

（記載事項の訂正）

第十二条 小切手の券面金額は、訂正してはならない。

（第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年五月三一日大蔵省令第四〇号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

附 則 （昭和四〇年四月一日大蔵省令第二〇号）

この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）抄

この省令は、昭和四十六年一月三〇日大蔵省令第八一号）抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成一五年三月三一日財務省令第四八号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三一日財務省令第一号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

支払指図書の發行に関する事務について、第十四条、第五条、第八条、第十一条第三項、第十二条、第十三条及び第十四条第一項の規定は、準用しない。

この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和二七年三月三一日大蔵省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二七年三月三一日大蔵省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

附 則 （昭和四〇年四月一日大蔵省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則 （昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）

この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和四六年一月三〇日大蔵省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成一五年三月三一日財務省令第四八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三〇日財務省令第一号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(証券をもつてする歳入納付に関する法律施行
細則等の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この省令の施行前に行つたこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徵収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。